

区政への主な意見と回答 令和7年11月分

1 学校周辺の涼める場所について

Q 私は杉並区に住む中学生です。最近、夏はとても暑く、熱中症の危険性があります。ところが、通学している学校周辺にコンビニ等が見当たらなくて困っています。自由に水を飲んだりできる休憩所やコンビニなどの涼める場所を作ってほしいです。

A 区では、区民の皆さんのが用事などでのお出掛けの際に気軽に立ち寄り、涼むことができる施設として、毎年4月下旬から10月下旬までの熱中症アラートの対応期間中、各区民センター、図書館や体育施設などの主に区立施設を「涼み処（クーリングシェルター）」として開放しています。（令和7年度からは、民間の協力施設も涼み処として指定を開始しました。）

「涼み処」では、施設の入口に「涼み処」であることをわかりやすく掲示するとともに、給水機も設置（一部施設を除く）していますので、熱中症予防対策としてご利用ください。

担当 危機管理対策課

2 H P V感染予防接種（男性）のお知らせについて

Q 現在、高校1年生に在学する息子に「H P V感染予防接種（男性）費用助成のお知らせについて」のはがきが送られてきました。

はがきは今年の8月後半に届きましたが、合計3回接種するのに6か月かかるとの記載がありました。しかしながら、助成対象は今年度の末日となっています。助成期間があまりに短いです。

そもそも予診票は一緒に同封されておらず、保健所に取り寄せる必要があること、高校1年生が半分過ぎた段階での送付となつたのであれば、助成期間をせめて1年取るべきではないでしょうか。

次年度以降の対象の子供達につきましては助成期間を延長すること、予診票を同封することを検討してください。

A 杉並区では、令和7年4月から任意で行う男性のH P V感染症予防接種について、小学校6年生から高校1年生相当の方を対象に費用助成を開始しました。開始にあたり、広報すぎなみ4月1日号及び区ホームページへの掲載、医療機関へのチラシ配布にて制度の

周知をしているところですが、助成の最終年度となる高校1年生の方には制度を知らないことによる接種漏れがないようにお知らせをお送りしました。

任意予防接種は、予防接種を受けることが努力義務である定期予防接種と異なるため、杉並区では予診票を一斉送付していません。また、過去にHPV感染症予防接種において重篤な副反応の報告があり、一時積極的勧奨の差し控えがあったことから、男性のHPV感染症予防接種については、対象者等が納得したうえで接種を受けることができるよう、予診票を保健予防課に請求していただき、ワクチンの効果だけではなく、副反応や健康被害救済制度等について、直接情報提供をしています。お手数をおかけしますが、この対応は今後も継続する予定です。

助成期間につきましては、現時点で延長する予定はありませんが、小学校6年生から高校1年生相当の方が対象ですので、希望する対象者は今年度から接種を開始しています。

なお、標準的な接種間隔としましては、初回接種から2か月の間隔において2回目を接種した後、初回接種から6か月の間隔において3回目を接種となりますが、この間隔で接種できない場合は、初回接種から1か月の間隔において2回目を接種した後、2回目から3か月の間隔において3回目を接種できますので、ご事情に合わせて主治医とご相談ください。

担当 保健予防課

3 40代以降の有疾患者のワクチン費用を助成してほしい

Q 先天的な腎疾患のため透析治療を受けており、かつ、新型コロナ感染によって拡張型心筋症や心内膜炎になり、感染抵抗力が極端に弱くなりました。

通院中にも風邪をひいている人間がマスクをしなくなり、入院中もコロナに感染して入院が長引きました。このため、透析クリニックからは毎年必ずインフルエンザと新型コロナの予防接種を受けるよう言われています。しかし、高齢者にはコロナワクチンの助成があるのに、命に関わるような疾患がある者であっても60歳未満は助成がなく、おかしいです。

治療にあたって接種の継続は必要な条件である旨、医師からの意見書の提出が助成する制度を設けてください。

A 現在、予防接種法におけるインフルエンザ定期予防接種の対象者は65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器機能の障害、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級相当の障害のある方となっています。

40代以降の有疾患者の方については、個人による予防として本人の意思と責任で接種を行う任意予防接種となります。現時点で杉並区独自の費用助成を行う予定はありません。

担当 保健予防課

4 学生の日曜日の勉強スペースについて

Q 小中高校生向けの自習スペースの無料開放の試行実施では、私自身も日頃より利用しています。しかしながら、日曜日に夜遅くまで利用できる自習スペースがほとんどありません。日曜日は学生にとって、一日中学習に集中できる大変貴重な日であり、その時間的有效活用したいです。

可能であれば日曜日の夜9時～10時頃まで無料で利用できる自習スペースの開設を検討してください。カフェ等を利用することも考えましたが、混雑や費用の面で継続的な利用は難しいです。

A 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定するにあたっては、中・高校生を中心とし、自習できるスペースの充実を求める意見を多くいただきました。これらを踏まえ、すべて子供の居場所である児童館のみならず、多世代の区民を対象とする一般区民施設（図書館、集会施設など）も子供の意見を聴きながら、可能な限り子供の居場所としての充実を図っていくこととしています。

今後、「子どもの居場所」として勉強スペースを整備する際には、いただいた意見も参考にし、検討を進めていきます。

一例として、現在、荻窪地域周辺で日曜日に開所している勉強スペースをご案内します。

施設名	開所時間	備考
児童青少年センター（ゆう杉並） 荻窪 1-56-3	午前9時～午後5時	
中央図書館 荻窪 3-40-23	午前9時～午後5時	自習することもできる調べものコーナーを設置しています
コミュニティふらっと成田 成田西 1-28-18	フリースペースの自習コーナーでは下記の時間に学生の優先利用が可能	
高井戸地域区民センター 高井戸東 3-7-5	午後4時～午後9時	
荻窪地域区民センター 荻窪 2-34-20	※ 小学生は午後5時まで (夏期は午後6時) ※ 中学生は午後6時まで (夏期は午後7時)	令和8年9月30日（予定）まで改修工事のため休館

担当 児童青少年課

5 放課後居場所クラブの、配食サービスについて

Q 令和7年度（夏季休業中）から、学童利用者に対して配食サービスが利用可能となりました。放課後居場所クラブ利用者も配食サービスを利用できるような仕組みを整えてください。

A 今夏から、区立学童クラブで開始した配食サービスでは、食物アレルギーへの対応は職員ではなく、保護者の皆様の責任において、注文の際にご確認いただく運用としているところですが、学童クラブ職員と保護者が日頃から連携し、事前にアレルギー情報を確認しているため、万が一の際にも迅速な対応が可能な体制を整えています。

一方で、放課後等居場所事業は、不特定多数のお子様が不定期に利用し、入れ替わりも頻繁であることから、事前に情報を把握することや、緊急時に対応できる体制を整えることが困難です。

安全性を最優先に、学童クラブでの運用状況を検証しながら、今後の対応について慎重

に検討していきます。

担当 児童青少年課

6 フリースクール補助金について

Q 小学生の子供が2人いますが、2人とも不登校です。学校ではない居場所をたくさん探しましたが、一番の問題は金銭的な負担が大きいことです。

シングルマザーであるため、家に子供のみを残して外へ行くことはできないのでフリースクールが重要です。

日本で唯一野球のできるフリースクールを見つけ、「そちらに通いたい！」「野球がしたい！」と言う2人の希望を叶えてあげたい気持ちがあります。今まで通っていたフリースクールは、東京都フリースクール補助金の20,000円（昼食代込み）で通っていましたが、20,000円で収まらなくなった金額と昼食代、交通費の負担を考えるとかなり厳しい状況です。

ある区では、区から20,000円が支給されると聞きました。杉並区も学校へ行けない子供への配慮をしてください。

A 不登校児童・生徒に対する支援策は各自治体において状況が異なることから、区教育委員会では、直ちに他の区同様の補助を実施することは難しいと考えています。

しかしながら、お子様の不登校は保護者の方にとって大変ご心労の多いことであることから、不登校児童・生徒の健やかな成長を保護者の方が安心して支えていけるよう、今後も様々な支援策を充実していく中で、今回のご意見も参考に教育委員会内で検討していきます。

担当 済美教育センター